

# 飲料水及び加工食品等の放射性物質モニタリング検査業務 委託仕様書

## 1 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が \_\_\_\_\_  
（以下「乙」という。）に委託する、飲料水及び加工食品等の放射性物質モニタリング検査業務を円滑かつ効率的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務の内容

次の内容を基本とするが、詳細は別途甲又は甲が指定する検査実施機関（以下「検査実施機関」という。）の指示によること。

- (1) 検査実施機関における飲料水及び加工食品等の放射性物質検査に係る次の業務を実施する。（業務区分 A、業務区分 B 及び業務区分 C）
  - ア 試験品の検収補助
  - イ 試験品情報に係る電算入力
  - ウ 試験品の調製、前処理及び測定室への搬送
  - エ 測定室での測定補助
  - オ 測定結果の入力
  - カ 検収室、前処理室、測定室等の清掃
  - キ 放射性物質測定用器材の在庫管理及び準備
  - ク アからキに掲げる業務に関連性のある業務
- (2) 車両を用いて、飲料水モニタリング検査用の検体（検体容器等を含む。）を甲の指定する機関から回収し、甲の指定する検査実施機関へ運搬する。（業務区分 D）

## 3 業務日、業務時間、業務場所、業務に従事する人数等

### (1) 業務区分 A

#### ア 業務日

火曜日から木曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで（以下「年末年始」という。）及び毎月 4 回目の月曜日の週の火曜日（以下「第 4 火曜日」という。）を除く。

#### イ 業務時間

9 時 00 分から 17 時 00 分（休憩時間を含み、木曜日は 15 時 00 分）を基本とする。

ただし、業務量の変動等に対応するために、乙の指示により、業務時間の振替等を行うことを妨げない。この場合において、乙は、甲又は検査実施機関と連絡を密にして業務の調整を行うものとする。なお、甲の指示により業務時間に変更があった場合は、契約金額の増減は行わないものとする。

#### ウ 業務場所及び検査実施機関

福島県衛生研究所（所在地：福島市方木田字水戸内 16 番 6 号）

#### エ 業務に従事する人数

原則として2名以上確保すること。

ただし、甲の指示により業務人数に変更があった場合は、契約金額の増減は行わないものとする。

## (2) 業務区分 B

### ア 業務日

火曜日から木曜日（ただし、休日、年末年始及び第4火曜日を除く。）

### イ 業務時間

10時00分から17時00分（休憩時間を含み、木曜日は15時00分）を基本とする。

ただし、業務量の変動等に対応するために、乙の指示により、業務時間の振替等を行うことを妨げない。この場合において、乙は、甲又は検査実施機関と連絡を密にして業務の調整を行うものとする。なお、甲の指示により業務時間に変更があった場合は、契約金額の増減は行わないものとする。

### ウ 業務場所及び検査実施機関

福島県衛生研究所（所在地：福島市方木田字水戸内16番6号）

### エ 業務に従事する人数

原則として火曜日及び木曜日は1名以上、水曜日は2名以上確保すること。

ただし、甲の指示により業務人数に変更があった場合は、契約金額の増減は行わないものとする。

## (3) 業務区分 C

### ア 業務日

毎月3回目の月曜日の週の木曜日（ただし、休日及び年末年始を除く。）

### イ 業務時間

10時00分から16時00分（休憩時間を含む。）を基本とする。

ただし、業務量の変動等に対応するために、乙の指示により、業務時間の振替等を行うことを妨げない。この場合において、乙は、甲又は検査実施機関と連絡を密にして業務の調整を行うものとする。なお、甲の指示により業務時間に変更があった場合は、契約金額の増減は行わないものとする。

### ウ 業務場所及び検査実施機関

福島県食肉衛生検査所（所在地：福島市瀬上町字北沢田38番6）

### エ 業務に従事する人数

乙の指示により、原則として業務区分A又は業務区分Bに従事する従事者のうち1名を充てるものとする。業務区分Cに従事する従事者の業務時間は16時00分までとする。

ただし、試験品の数量等業務の状況に応じて、甲の指示により、業務場所を福島県衛生研究所に振り替える場合がある。

## (4) 業務区分 D

### ア 業務日

水曜日（ただし、休日を含み、年末年始を除く。）

### イ 業務時間

9時00分から17時00分（休憩時間を含む。）を基本とする。

ただし、業務量の変動等に対応するために、乙の指示により業務時間の振替等を行うこ

とを妨げない。この場合において、乙は、甲又は検査実施機関と連絡を密にして業務の調整を行うものとする。なお、甲の指示により業務時間に変更があった場合は、契約金額の増減は行わないものとする。

ウ 業務場所及び検査実施機関

県北地域及び相双地域（検体の回収及び運搬の対象となる機関が所在する場所）

なお、回収ルートは別紙1のとおり

エ 業務に従事する人数

乙の指示により、原則として業務区分Aに従事する従事者のうち1名を充てるものとする。

#### 4 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 委託業務着手届（別記第1号様式）

当該委託業務着手から10日以内に提出すること。

(2) 主任担当者通知書（別記第2号様式）

当該委託業務着手から10日以内に提出すること。

(3) 委託業務完了報告書（別記第3号様式）

当該委託業務完了後、令和9年3月31日までに提出すること。

(4) 委託契約書第11条第1項に定める委託業務実施結果報告書（別記第4号様式）

(5) その他甲が必要と認める書類

#### 5 業務上の留意事項

(1) 本業務の実施に当たって必要となり取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満であること。

なお、10万円を超える備品等について、リースあるいはレンタルで対応できるものは、財産の取得ではなく、極力リース等で対応すること。

(2) 事業の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守すること。

(3) 乙は、甲が所有するゲルマニウム半導体検出装置その他の検査業務に必要な機器等を使用する場合、当該機器等を当該業務以外の用途に使用してはならず、検査実施機関の指示に従って使用すること。

(4) 乙は、業務区分A、B、C及びDに従事する者（以下「業務に従事する者」という。）の名簿を作成し、あらかじめ甲及び検査実施機関に提出すること（業務に従事する者に変更があった場合を含む。）。また、業務に従事させる者に名札を着用させるとともに、検査実施機関への入所及び退所の際は、検査実施機関の職員の確認を受けること。

(5) 検査実施機関の駐車場の使用は、次のとおりとする。

ア 業務区分Dにおける検体（検体容器等を含む。）の荷下ろし、積み替え等を行う場合に限り使用できること。なお、使用上の注意事項について検査実施機関の指示に従うこと。

イ 原則として、上記以外では検査実施機関の駐車場の使用は不可とする。ただし、あらか

じめ検査実施機関と協議し了解を得た場合は、この限りではない。その場合、使用上の注意事項について検査実施機関の指示に従うこと。

ウ 駐車場の使用において発生した損害の負担については、委託契約書第 8 条の規定に準ずること。

- (6) 業務区分 D に従事する者（以下「従事者」という。）は、交通渋滞等により検体回収が遅れる場合や事故等により検体回収ができない事案が発生した場合は、主任担当者を介して検体回収先、検査実施機関及び甲に連絡を行うこと。ただし緊急を要する場合は、従事者が直接検体回収先、検査実施機関及び甲に連絡すること。

## 6 委託料の請求

委託契約書第 12 条第 2 項に定める委託料請求書については、別記第 5 号様式のとおりとする。

## 7 委託事業により発生した収益の取扱い

委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を返還するものとする。

## 8 財産権の取扱い

乙の委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として甲に帰属するものであるが、次のすべての要件を満たした場合は、甲に申し立てて乙に帰属させることができるものとする。

- (1) 財産に関して出願・申請の手続を行う場合、甲に報告すること。
- (2) 甲が公共の利益のために要請する場合、甲に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、甲の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 乙が財産に関する事業を実施しなくなった場合、当該財産を事業の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

## 9 暴力団排除事項を確認するための書類

契約書第 13 条第 1 項第 3 号を確認するため、次の書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（別記第 6 号様式）
- (2) 役員一覧（別記第 7 号様式）

## 10 その他

- (1) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。
- (2) 委託業務に関連する書類、領収書等は、契約締結後 5 年間保存するものとする。
- (3) 本事業は、会計実地検査の対象であり、検査がある場合は協力すること。

# 試験品回収ルート

